

令和3年2月議会

議案説明資料

目次

- | | | | |
|-----------|---------------------------|---|-----|
| 1. 議案第1号 | 令和2年度福岡市一般会計補正予算案(第7号) | … | 1頁 |
| 2. 議案第22号 | 博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について | … | 12頁 |

市民局

1. 議案第1号

令和2年度福岡市一般会計 補正予算案（第7号）〈市民局所管分〉

〔 歳 入 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
4 ～ 7	19 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総務費 国庫補助金	千円 159,419,194	千円 733,618	千円 160,152,812
			12 緊急経済 対策費 国庫補助金	43,129	18,171	61,300
10	21 財産収入	1 財産運用収入	2 利子及び 配当金	39,613	△ 19,466	20,147
14	26 市債	1 市債	1 総務債	3,465,000	1,115,000	4,580,000
歳 入 計				162,966,936	1,847,323	164,814,259

節		金額	説明
区分			
6	番号制度関係補助金	千円 14,618	番号制度対応経費に係る歳入の追加
8	社会教育施設整備費補助金	719,000	早良南地域交流センター施設整備に係る歳入の追加
1	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	18,171	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加
1	ユニバーシアード福岡大会記念 スポーツ振興基金利子収入	△ 19,466	利子配分の見直しに伴う利子収入の減額
1	スポーツ施設整備債	511,000	スポーツ施設整備事業に充当する起債の追加
2	社会教育施設整備債	561,000	社会教育施設整備事業に充当する起債の追加
4	防災対策事業債	43,000	防災対策事業に充当する起債の追加

〔 歳 出 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
18 ～ 21	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	15 ス ポ ー ツ 振 興 推 進 費	千円 8,939,082	千円 △ 211,662	千円 8,727,420

節				説明
区分	金額	区分	金額	
7 報償費	千円 △ 1,821		千円	1. スポーツ振興推進費の減額 △ 19,466 千円 (利子配分の見直しに伴うスポーツ振興基金積立金の減)
10 需用費	△ 9,877	1 印刷 消耗品費	△ 9,876	
		4 食糧費	△ 1	2. スポーツ施設費の減額 △ 156,390 千円 (スポーツ施設改修工事の契約落差等による減) 学校プール開放の中止に伴う事業費の減
11 役務費	△ 116			
12 委託料	△ 65,339			3. スポーツ振興事業費の減額 △ 35,806 千円 (スポーツ大会の中止に伴う負担金等の減)
14 工事請負費	△ 80,937			
18 負担金、 補助金及び 交付金	△ 34,106	1 スポーツ 大会開催等 負担金	△ 8,162	[関連歳入 (21) 財産収入 △ 19,466 千円 ユニバーシアード福岡大会記念 スポーツ振興基金利子収入]
		2 国際スポー ツ大会開催 等負担金	△ 9,300	
		5 スポーツ 大会開催等 補助金	△ 16,644	
24 積立金	△ 19,466			

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
20 ～ 21			19 コ ミ ュ ニ テ ィ 振 興 費	千円 5,948,667	千円 800,171	千円 6,748,838
20 ～ 21			20 区 政 推 進 費	2,754,962	△ 10,000	2,744,962

節					
区 分	金 額	区 分	金 額	説 明	
11 役 務 費	千円 7,535		千円	1. 公民館等経費の追加	61,171 千円
12 委 託 料	750,350			ア 公民館管理運営費 (公民館Wi-Fi環境整備に係る事業費の追加)	50,885 千円
14 工事請負費	42,286			イ 館舎維持改良費 (公民館及び空港周辺共同利用会館の水栓を) 非接触型に改修するための事業費の追加	10,286 千円
				ウ 公民館建設費	－ 千円
				〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 (26) 市債 社会教育施設整備債 防災対策事業債	18,171 千円 427,000 千円 384,000 千円 43,000 千円
14 工事請負費	△ 10,000			2. 市民センター経費	－ 千円
				市民センター施設整備費	
				〔 関連歳入 (26) 市債 社会教育施設整備債	160,000 千円
				3. 地域交流センター経費の追加	739,000 千円
				地域交流センター施設整備費 (早良南地域交流センター施設整備に係る) 事業費の追加	
				〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 社会教育施設整備費補助金 (26) 市債 社会教育施設整備債	719,000 千円 17,000 千円
14 工事請負費	△ 10,000			区政管理費の減額	△ 10,000 千円
				区役所庁舎等経費 (区役所庁舎改修工事に係る契約落差等による減)	

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
22 ～ 23		3 戸籍住民 基本台帳費	1 戸籍住民 基本台帳費	千円 3,779,969	千円 14,618	千円 3,794,587
歳出計				21,422,680	593,127	22,015,807

節				説 明
区 分	金 額	区 分	金 額	
11 役 務 費	千円 121		千円	戸籍、住民基本台帳等事務経費の追加 14,618 千円 (番号制度対応経費の追加) [関連歳入 (19) 国庫支出金 14,618 千円 番号制度関係補助金]
12 委 託 料	8,172			
13 使用料及び 賃 借 料	6,325	3 借 損 料	6,325	

〔繰越明許費〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事業名
186 ～ 187	2 総務費	1 総務管理費	15 スポーツ振興推進費	スポーツ施設費
				スポーツ振興事業費
186 ～ 189			19 コミュニティ振興費	公民館管理運営費
				館舎維持改良費
				空港周辺共同利用会館費
				市民センター施設整備費
				地域交流センター施設整備費
188 ～ 189		3 戸籍住民 基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	戸籍、住民基本台帳等 事務経費
繰越計				

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
千円 5,356,616	—	千円 1,052,987	関係者との協議等により、年度内に完了しないため。 〔総合西市民プール大規模改修工事において、 請負事業者からの請求辞退等により、年度内に 完了しないことによる工事費の繰越〕
3,469,083	—	3,187,639	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。 〔東京2020オリンピック聖火リレー及び世界水泳選手権 福岡大会に係る費用の繰越〕
797,400	—	50,885	工期の都合等により、年度内に完了しないため。 (公民館Wi-Fi環境整備に係る費用の繰越)
858,746	215,600	225,886	工期の都合等により、年度内に完了しないため。 〔公民館及び空港周辺共同利用会館の水栓を 非接触型に改修するための工事費の繰越〕
128,739	—	11,088	工期の都合等により、年度内に完了しないため。 (空港周辺共同利用会館の改修に係る工事費等の繰越)
339,620	—	26,929	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。 (市民センターの施設整備に係る工事費の繰越)
81,585	—	32,000	工期の都合等により、年度内に完了しないため。 (四箇田公園整備に係る工事費の繰越)
1,745,082	—	14,618	工期の都合等により、年度内に完了しないため。 (番号制度対応経費に係る費用の繰越)
12,776,871	215,600	4,602,032	

2. 議案第 22 号

博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について

契約件名	博多区新庁舎整備等事業
理 由	賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、博多区新庁舎整備等事業に係る契約の契約価額を変更する必要があるため、議会の議決を求めるもの。
原契約日	令和元年 12 月 18 日
契約の相手方	大成建設・西日本技術開発・三和興業グループ 代表者 東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号 大成建設株式会社 福岡市中央区渡辺通一丁目 1 番 1 号 西日本技術開発株式会社 福岡市東区千早二丁目 2 番 43 号 株式会社 三和興業
工事概要	博多区新庁舎整備等事業 博多区新庁舎整備事業、博多区現庁舎解体事業及び 藤田公園再整備事業に係る設計、工事及び工事監督業務
契約変更価額	○原契約 6,308,280,000 円 (573,480,000 円) ○ 変更後 6,316,044,900 円 (574,185,900 円) ○増 額 7,764,900 円 (705,900 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
工 事 地	福岡市博多区博多駅前二丁目
工 期	令和元年 12 月 19 日から令和 6 年 12 月 13 日
保証期間	博多区新庁舎整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後 2 年を経過する日まで 工事 受渡完了の日から 2 年間 藤田公園再整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後 1 年 (コンクリート構造物にあっては、2 年) を 経過する日まで 工事 受渡完了の日から 1 年間 (コンクリート構造物にあっては、2 年間)